

食品安全委員会 in 福井県
食品のリスクを考えるフォーラム～食品添加物について考えよう！～

期日：平成26年2月18日（火）

場所：AOSSA7階 706・707

参加者の皆様からのご意見・ご質問とその回答の概要は、以下のとおりです。

- 食品安全委員会事務局
- ◇ 福井県

1 学習会

問1 リスク分析が大切だということであったが、自主的にリスクを想定して評価をしている取組みについて、具体的に教えてほしい。

- 食品安全ダイヤルを通じた一般消費者や、食品安全モニター等食の安全に関して疑問を持たれている方からのご意見を参考にするとともに、食品安全委員会としても食品の安全性を確保する上で、評価を行う必要があると判断した案件については、食品安全委員会の企画等専門調査会で審議を行い、自ら評価として評価案件の選定を行っている。今年度の実績としては、食品中のヒ素の評価を行った。

問2 パブリックコメントについて、どのような意見があって、どのような回答をしたかということについても開示されているのか。また、委員会や専門調査会はすべて公開で行われているのか。

- パブリックコメントや委員会、専門調査会の内容については、すべて食品安全委員会のホームページ上で公開されており、確認ができるようになっている。
ただし、専門調査会において、知的財産権保護等のため、現状では開示できないデータ等を取扱う審議の場合、非公開で行うこともある。

問3 評価依頼を受けてから1年以内に評価を進めていくということであったが、取り組むまでが1年以内なのか、結果を出すまでが1年以内なのかどちらか。

- 基本的に関係データ等の提出と共に評価依頼の文書が提出されてから、1年以内に評価結果を出すという方針である。評価を行う上でデータ等に不足がある場合には、一度、評価をそこで中断してデータの再提出を依頼し、資料が揃い次第、評価を再開するが、資料を待った期間を除いて1年以内で評価を行うという体制をとっている。

問4 評価依頼におけるデータについて、事業者が不都合なものを出してこない場合があるのではないか。

- 事業者が提出するデータだけをもって評価を行うのではなく、世界中の科学的な文献も一通り精査した上で評価を行っている。

問5 放射能汚染のデータなどの評価を過去に行ったことはあるか。

- 国内外の約 3, 300 ものデータ（文献）を参考にして、評価を行ったが、食品中に含まれる放射性物質による健康影響のデータが乏しく、東日本大震災における原発事故の影響による食品健康影響評価には、内部被ばくに限定せずに、広島・長崎の原爆（外部被ばく）のデータも用いて、可能な限り人体への影響ということで、評価を行った。

問 6 食品安全モニターの資格はどのようなものか。

- 専門的な勉強をした方、食品関係の仕事に実際に従事している方等、ある程度基礎知識のある方を対象としている。

2 意見交換会

<添加物の用途、必要性>

問 7 豆腐の消泡剤は、何のために使用しているのか。

- 豆腐を製造する際に生じる泡を消すために消泡剤は使用されている。機械で泡を取り除くことも可能であるが、機械を導入するには高額な費用を要することから、小規模な事業者にとっては、実質的ではないことから、消泡剤を使用している状況にある。消泡剤は加工助剤に分類されるもので、最終的に豆腐の中にその成分は残らないものである。

問 8 ベーコンにはなぜ、亜硝酸ナトリウムが使用されているのか。

- そもそも「岩塩」を使用し、保存性を高めたり色調を整えられたりしていたが、「岩塩」は高価なものであるため、そこから亜硝酸塩のみを抽出し、それを添加物として使用するようになった。硝酸塩は、葉物野菜にも含まれており、その野菜を食べた際に私達の体の中に生存する微生物により亜硝酸塩に置き換えられる。物質名だけを捉えると否定的に考えてしまうかも知れないが、実際には、私達は野菜を食べて、自身の体の中で亜硝酸塩を生成しているということも認識していただきたい。

問 9 ワインに二酸化硫黄が入っているのが気になっている。

- 酸化防止剤として品質保持のために使用されているものであるが、添加されていないワインもあるので、気になるようであれば選択して飲んでいただければよい。但し、ワインの中に含まれる二酸化硫黄も、科学的に評価されているものであり、ワインの中に含まれている量というのは、ADI の何分の 1 とか何百分の 1 という少ない量である。1 日摂取許容量の範囲内であれば、飲んでいただいても健康に影響はない量だとお考えいただきたい。

問 10 ソルビン酸はナトリウムがつくとなぜ酸化防止効果がでるのか。

- ソルビン酸は、それだけでは水に溶けにくい物質であるため、添加物として食品に使用する際に、水に溶けやすい成分にするためにナトリウムやカリウム等を加える必要がある。よって、酸化防止効果が増すためというわけではなく、食品の中で機能しやすい状態にするためにナトリウム等が加えられている。

問 11 飲物果汁 100%に保存料が使われていないのは本当か。

- ◇ 食品衛生法により、食品に使用されている添加物については、正しく表示することが決められている。入っている添加物が表示されていないのが法違反であることはもちろんだが、入っていない添加物を表示している場合のおいても法違反となる。実際に表示がないということであれば、保存料は使用されていないということと認識しているが、本当に入っていないのかどうか収去検査等で調査して確認するのが行政の役割である。

<添加物の安全性>

問 12 コンビニやスーパーで弁当やそうざいを購入して毎日のように食べている場合、影響はないのか。

- 厚生労働省では4,000人以上の人を対象に毎年暴露調査を行っている（国民健康栄養調査）。この調査では、全国を6地域に分けて色々な食品を購入し、実際に私たちが食品中の添加物をどの位摂取しているか、ADIを超えてまで摂取していないか等を調べている。あくまでも平均的な結果ではあるが、今のところADIを超える程、添加物を摂取している人はいないという結果である。

問 13 人体に入った化学物質のゆくえについて、体外に全て排出されるのは本当か。個体差や持病があるなど例外として残留はないのか。

- 健康なヒトの場合も量が問題になる。また、個体差はあると思う。病気により代謝機能が十分でない場合、多少体内に残留するという事も考えられる。ADIというものは、限りなくゼロに近い量であり、このようなヒトの個体差も考慮して、一生涯、毎日食べ続けても問題ない量ということで算出されている。

<安全性を守るしくみ（リスク評価・リスク管理・表示・監視）>

問 14 輸入食品の添加物について、日本の食品に比べて大丈夫か。

- 海外から輸入される食品は、食品衛生法に基づき、使用してもよい添加物、使用量、使用目的が国内の食品と同様に決められている。厚生労働省の検疫所で輸入時に食品のモニタリング検査（結果は厚生労働省のホームページの輸入食品のページに掲載されている）を行っている。この検査で違反が判明した場合は、廃棄処分や船への積戻し等の措置が取られる。国内に流通後の食品については、地方自治体の食品衛生監視指導計画に基づき、収去検査が行われており、輸入食品は検疫所の水際検査と国内流通時の検査のダブルチェックが行われている。それでも、違反食品が流通してしまう場合が稀にあるが、輸入時に「何処で加工・製造したか、誰が加工・製造したか」を遡って調査できるように審査している。残留農薬についても同様の措置が図られている。

- ◇ 福井県では、輸入食品（果物や野菜）や県内産の野菜等の残留農薬の検査を行っている。農薬の検査項目については、800～900あると言われているが、福井県においては、約220実施している。輸入の果実については、防かび剤等の検査を行っている。これまで、残留農薬の検査において、違反事例はなかった。

問 15 糖分ゼロと表示してあるが、本当のところはどうなのか。

◇ 栄養表示基準の強調表示に該当するので、当該食品100gまたは100ml当たり糖類の含有量が0.5g未満でなければ、このような表示できないことになっている。また、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムの一般表示事項の表示に加え、糖類の含有量を表示する必要がある。

問 16 一般国民（消費者）は、気にかかりつつもすべてに規準値が一般的には分からないので、どう我が身を守ったらよいか。

○ 食品添加物の使用基準が改正されると官報に掲載されるが、分かりにくい場合もあると思われる。本日配布した食品安全という季刊誌に「食の安全ダイヤル」が掲載されているので、お電話をいただければ、すべて即答できるわけではないが、どこを見るとよいか等ご案内できると思う。

問 17 トランス脂肪酸について、アメリカでは使用禁止を決めたのに、日本はそのままになっている。

○ アメリカでは、現時点で規制に向けたパブリックコメントを行っている段階であると把握している。欧米人の食生活に比べて日本人の摂取量は、ごく一部の方（植物性の油脂を使用した食品を多く摂取している方等）を除き、実際の摂取量は低いという評価結果を食品安全委員会では出している。国内の油脂メーカー等は、早急的な対応で、トランス脂肪酸の含有量の低減化を図った。（例：マーガリンのトランス脂肪酸の含有量が100g当たり5.28g⇒100g当たり3.13gと41%程減少させている。）基準値等の設定を行うのは厚生労働省であるが、現時点で国内において規制を行う動きはないようである。

あらゆるものは、摂取する量によって決まってくるため、偏った食生活を送らず、栄養バランスのよい食事を摂るよう心掛けていただきたい。

問 18 サプリメントや医薬品との複合影響について教えてほしい。

○ 薬品については、処方される際に医師や薬剤師の注意事項があるはずなので、気をつけて聞いていただきたい。いわゆる健康食品といわれているサプリメントについては、リスク評価を行っていないため、人体にどのような影響があるかは食品安全委員会では把握していない。サプリメントというのは、ある特定の成分を多く含有するよう調整されているものであり、それを摂り続けるということは、リスク評価がされていない現状では危険が伴うものと考え。機能性食品（いわゆるトクホ）については、消費者庁からの依頼により食品安全委員会で健康影響評価を行っている。但し、その機能性に関する評価を行っているという訳ではなく、人体への健康影響について評価を行っていることになる。サプリメント等は、不足しているものに関して、補助的に摂取するという量であれば問題はないと思うが、過剰摂取等を含め、十分に注意していただく必要がある。

<御意見>

ご意見1 食品安全委員会の広報体制の確立を！！（食品安全庁への格上げ）

ご意見2 消費者としてしっかりと勉強して正しい情報を吸収してそれを広めていかなければと思いました。